

知ってください、国保のこと ～私たちの健康を支える国民健康保険制度～

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられるよう、みんなでお金を出し合って支え合う制度です。国保の健全な運営のために、医療費の節減に協力ください。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127

届け出が遅れると…
届け出が遅れると、保険証が発行されないため、医療費を全額自己負担することになります。また、他の医療保険に加入したときに脱退の届

- **国保に加入**
 - ・他の市区町村から転入したとき
 - ・職場の健康保険をやめたとき
 - ・国保に加入している人で、子どもが生まれたとき
 - ・生活保護を受けなくなったとき
 - ※職場の健康保険などに加入している人は、国保への加入は不要
- **国保を脱退**
 - ・他の市区町村に転出するとき
 - ・他の健康保険に加入したとき
 - ・生活保護を受給し始めたとき
 - ・死亡したとき

国保に加入・脱退するときは届け出が必要です
国保は、健康保険制度の一つで、職場の健康保険(社会保険など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人が加入する保険制度です。国保に加入または脱退するときは、手続きが必要です。次に該当する場合は、14日以内に保険年金課または各総合支所地域生活課、各地区市民センターに届け出てください。

マイナ保険証を利用ください



保険年金課
中尾 愛美 主任主事

12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。このため、マイナンバーカードを健康保険証として利用するために、マイナポータルから事前登録をお願いします。



マイナポータル

また、マイナンバーカードが手元に無い人は、市が無償交付する資格確認書を医療機関などで提示することで、保険給付を受けることができます。

- **医療費節減のポイント**
 - ・生活習慣を見直し、適度な運動や栄養、休養をバランス良く取る
 - ・病気の早期発見と早期治療のため、定期的に健康診断を受ける

- **インターネット**
市ホームページを確認ください。
- **金融機関** 窓口で預金通帳と届出印、納税(納付)通知書を持参ください。



市ホームページ

医療費節減に協力ください
医療費が増えると、国保から病院へ支払われる医療給付も増えます。給付増額分を補うために保険料が引き上げられる可能性もありますので、次のポイントを参考に、医療費節減に協力ください。

- **税・保険料の納付は口座振替で!**
金融機関の窓口またはインターネットで申し込みできます。開始の時期は申し込み後に届く口座振替開始通知書を確認ください。
- **申込方法**
- **休日・時間外診療は、緊急時などやむを得ない場合を除き控える**
- **かかりつけ医や薬局を持つ**
- **価格が安く、同じ効果が見込めるジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用する**

待ち時間ゼロ! 安くて便利!

マイナンバーカードで手軽に取得

住民票
などの

証明書が
必要なら

コンビニがお得!

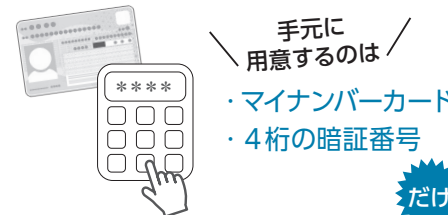
「急な用事で証明書が必要になった」「仕事があって市役所に行けない」そんな時にお勧めなコンビニ交付サービス。開庁時間を気にせず、全国のコンビニエンスストアなどで証明書を取得することができます。お得がつまった便利なサービスをぜひ利用ください!

◎問い合わせ 市民課 ☎23-2128



コンビニ等の
マルチコピー機で
かんたん取得!

証明書の
交付まで
約2分



手元に
用意するのは

- ・マイナンバーカード
- ・4桁の暗証番号

だけ

タッチパネル画面の
「行政サービス」
ボタンをタッチ

あとは、案内に沿って進むだけ!

サービス概要

●利用できる主な場所と日時

場所	日時
全国のコンビニ (セブンイレブン、ローソン、ファミリマートなど)	6:30 ~ 23:00 ※土・日曜日および祝日を含む
市内のコンビニ以外では イオン都城ショッピングセンター(早鈴町)、イオンモール都城駅前(栄町)、市立図書館(Mallmall)、西岳郵便局など	そのほか 利用時間は各店舗の営業時間によって異なりますのでご注意ください。

※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス時は使用不可

●発行手数料と取得可能な証明書

交付可能な証明書	窓口 手数料	コンビニ 手数料
住民票の写し	300円	150円
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書		
所得証明書★		
所得・課税証明書★	450円	半額以下
課税証明書★		
戸籍の附票の写し	450円	半額以下
戸籍とう本・しょう本 ※除籍・改正原戸籍は取得不可		

TOPIC!

★戸籍の取得時は本籍地に注意!
本籍地が都城市でない人が戸籍の証明書を取得する場合、事前にマルチコピー機で「利用登録申請」の手続きが必要です。戸籍を取得する場合、本籍地の手数料が適用されるのでご注意ください。
なお、電子証明書を更新したら、再度、利用登録申請が必要です。



マイナポータル

★暗証番号が必要!
利用時に、マイナンバーカードの数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)を使用します。
暗証番号を間違えてロックがかかったり忘れてしまった場合は、マイナンバーカードサポートセンターや各総合支所地域生活課、各地区市民センターで再設定の手続きが必要です。

知っておきたい豆知識★